

[事案 24-105] 契約無効・既払込保険料返還請求

・平成 25 年 1 月 30 日 裁定終了

<事案の概要>

契約の有無を照会した際、募集人が誤回答をしたことが信義則違反に該当するとして、契約解除および既払込保険料の返還を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 19 年 1 月に加入した医療保険について、下記の理由により、申立契約の解除と、保険料等の返還を求める。

- (1)平成 23 年 2 月、被保険者である妻が手術を受けるかどうかを判断する根拠の一つとするため、契約の有無を募集人に確認したところ、契約は存在しないので、保険金の請求はできないと回答された。
- (2)その後、平成 23 年 3 月、募集人より該当の契約がある旨、通知を受けたが、募集人の行為は、妻が手術を行なうかどうかの重要な判断をミスリードしたものであり、義務の履行に関し信義に従い誠実に行ったとはいえず、信義則に違反する。

<保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人が誤回答をしたことは事実だが、その後 1 ヶ月半程度経過した平成 23 年 3 月の段階で、契約がある旨の修正回答をしている。
- (2)一般的に、手術を受けるかどうかは、必ずしも生命保険から給付金が支給されるかどうかで決定されるわけではなく、申立人が主張する手術断念と誤回答との因果関係は不明と言わざるを得ない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の内容にもとづき審理した結果、本件では、申立人からの契約存否の照会に対し、募集人が誤回答をしたことに争いが無いことから、争点を「上記誤回答が申立契約の解除原因となるか否か」と整理し、下記のとおり、申立人から契約の解除をできるような重大な付随的義務の違反に当たると言うことはできず、申立内容を認めることはできないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

- (1)申立人は、募集人による誤回答が、保険会社としての義務を信義に従い誠実に履行したとは言えない、と主張するが、法律的にこれを善解すると、保険契約における中心的な義務の履行に付随する義務（付随義務）の違反を理由とする契約の解除を主張するものと考えられる。この点、当事者の一方が契約した主たる目的の達成に必須的でない付随的義務の履行を怠ったにすぎないような場合には、特段の事情がない限り、相手方は、その義務の不履行を理由として、当該契約を解除することはできないと解されている（判例・通説）。また、その不履行の場合において契約解除のできる付随債務とは何かという点については、契約目的の達成に重大な影響を与えるような付随的な義務がそれにあたると解されている。このような重大な付随的義務の違反に当たるかどうかは、結局、社会通念に従って判断することになる。
- (2)確かに、保険契約の存否について照会がなされた場合に、これに正確に回答することは保険

会社として当然期待される場所であるが、①申立契約を申し込んだのは申立人本人であり、保険証券も手許に存在すること、②申立人は、申立契約の保険料を、平成 23 年 3 月まで継続して支払っていたことを考えると、申立人自身、申立契約の存在を当然知っていたものと考えられる。

(3) また、誤回答をした募集人は、同年 3 月、誤回答につき謝罪し、契約が存在する旨回答しているが、それにもかかわらず、申立人の妻は、その後も手術を受けた事実が窺われない。